

保護回復事業計画評価検証シート

- 1 保護回復事業計画 対象種名 ヤシャイノデ
 2 計画策定年度(評価基準年度) 平成 18 年度(2006 年度)
 3 保護回復事業計画の評価年度 平成 25 年度(2013 年度) 1回目
令和 5 年度(2023 年度)

4 計画の概要

(1) 現計画における課題

- ①ニホンジカによる食害の影響が顕著で食害対策が急務
- ②繁殖能力が不十分な小型個体が多いため、個体数回復に関する対策検討が必要
- ③砂防ダムの堆砂敷きで流出する可能性のある個体の継続的なモニタリング
- ④ヤシャイノデの生活史や周辺植生等の調査

(2) 現計画の目標・取組事項

- ◆目標
 最大の絶滅危惧の要因である、ニホンジカの食害の防止を図るとともに、必要に応じ保護増殖等を実施し、個体群の維持及び拡大を図ること等により、本種が自然状態で安定的に維持できる状態とする
- ◆取組事項
- ①ニホンジカの食害防止対策
 - ②保護増殖の実施
 - ③情報収集とモニタリング
 - ④地域の保護活動に必要な体制づくり

5 計画策定以降の対象種の動向・現況

評価指標	計画策定時	前回評価時	今回評価時	動向
①個体数	H18年(2006年) 約530個体	H25年(2013年) 約410個体(推定)	R5(2024年) 約200個体(推定)	↓
②生育地数	H18年(2006年) 1地域	H25年(2013年) 1地域	R5(2024年) 3地域	↗

- 対象種の現況
- ①個体数
 生育地が奥地であることや保全団体(ヤシャイノデ保全の会)の高齢化等により、定期的なモニタリング調査等が行われておらず、正確な生育数の把握には至っていないが、本種においてはニホンジカによる食害の影響が懸念されており、生育個体数が減少していることが推察される。
- 計画策定時に個体数が調査された生育地のうち、一部の範囲では、環境保全研究所による調査で個体数の減少が確認されている。
- また、保全団体においてH20~H25に孢子による人工増殖手法が確立され、H26に人工増殖させた個体を地域住民と共に植栽し、生息状況の回復及び保護の機運醸成を図った。
- ②生育地数
 南信地域において新たな生育地がH23に報告されていることから、生育地数は微増とした。
- ③その他
 R3に種の保存法に基づく特定第一種国内希少野生動植物種に指定された。

矢印凡例 ↑ 増加 ↗ 微増 → 横ばい ↘ 微減 ↓ 減少

6 保護回復事業計画の見直し

計画継続に関する決定	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>計画継続 (部分的修正を含む)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>・</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>計画見直し (計画終了を含む)</p> </div> </div>
計画継続時の 配慮事項 ／ 見直し時に 必要な事項	<p>◆計画継続に伴う配慮事項</p> <p>本種の保全については、ヤシャイノデ保全の会が中心となって保全活動を行ってきたところであるが、近年、高齢化等の理由により十分な保全対策を実施することが困難になっている。</p> <p>今後の保全対策の実施に当たっては、保全団体の他、地域住民、企業、県、国等、様々な主体が連携を深め、保全対策の進め方を検討していく必要がある。</p> <p>①保全活動支援</p> <p>保全代替の高齢化が課題として挙げられており、より幅広い層に活動への参加を促し活動体制を強化する必要がある。</p> <p>県の「生物多様性保全パートナーシップ協定制度*」を活用する等、地域や企業の参画等による保護活動の支援を検討。</p> <p>*「生物多様性保全パートナーシップ協定制度」とは 保全団体等が行っている生物多様性の保全活動に企業や学校等の参画を促し、資金的・人的支援を得ることで、社会全体で生き物の保全を推進するため、県が平成27年度に設立した制度。</p> <p>②ニホンジカの食害対策</p> <p>本種が個体数を減少させている要因の一つとして、ニホンジカによる食害が強く影響していると考えられている。生育地である南信地域はニホンジカの生息密度が増加傾向にあることから、過去に設置された食害防止柵のメンテナンスや必要に応じて更新するなどの対応が必要と考えられる。</p>

付表

保護回復事業計画 「評価シート（計画策定者）」

1 保護回復事業計画策定者による自己評価

(1) 評価者 長 野 県

(2) 評価における特記事項

県内におけるヤシャイノデの保全活動は、ヤシャイノデ保全の会が中心的な役割を担って実施していることから、評価についてはヤシャイノデ保全の会と意見交換を行った上で評価を行った。ヤシャイノデの生育地は、徒歩で到達することが困難な山奥であり、保全団体の高齢化により定期的な保全活動を行うことが困難な状況になっている。

(3) 取組の評価と現状に関する意見

①取組内容の評価

項 目	評 価	コ メ ン ト
取組の方法は適切か	○	保護回復事業計画の取組事項 ①柵による食害防止対策 ・ニホンジカによる食害防止柵の設置を継続 ②孢子による人工増殖 ・H20～H25においてヤシャイノデ保全の会により、孢子による人工増殖手法を確立 ・H26に人工増殖により殖やした個体を植栽 ③定期的なモニタリングと情報収集 ・保全団体の高齢化等により、定期的なモニタリングの実施が行えていない。 ④地域との協働 ・人工増殖した個体の植栽作業には、地域住民も参加し、本種の保護の必要性等の啓発を行った。
取組の頻度は適切か	△	生育地が奥地であることや、ヤシャイノデ保全の会の会員の高齢化等により、定期的な保護対策（食害防止柵の設置・メンテナンス、モニタリング等）を講じることが難しい。
取組の成果（対象種の動向）	↘	・定期的なモニタリング調査が行えていないことから、最近の具体的な生育数の把握には至っていないが、本種においてはニホンジカによる食害の影響が懸念されており、生育数が減少していることが推察される。 ・一方で、環境保全研究所による調査により、新たな生育地が発見。

評価凡例〔◎:十分 ○:適当 △:やや不足 ×:不十分 -:判定外〕 動向凡例〔増加:↑、微増:↗、横ばい:→、微減:↘、減少:↓〕

②計画と取組の課題・問題点及び改善点

計画・取組の課題・問題点	・特に近年はニホンジカの分布拡大に伴う食害が懸念されており、当該種の生育環境の悪化が懸念されている。 ・食害防止対策、モニタリング調査による現況の把握等の定期的な保全活動が必要であるが、保全団体の高齢化や生育地が奥地にあることなどが影響し、保全活動を実施することが困難な状況となっている。
計画・取組の改善点	・新たな保護の担い手を確保するための活動のPRを拡充 ・企業等の支援者との結び付け（県生物多様性保全パートナーシップ協定制度の活用）

2 計画の継続・見直しに関する意見

計画継続に関する意見	計画策定時と比較して生息状況は地域によって、現状維持～微減であり、環境づくり・保全の取組による保護活動に支えられているものである。活動の継続・拡充や情報共有が今後も必要であることから、計画を継続したい。
計画継続時の配慮事項／見直し時に必要な事項	種の保護には、担い手の確保・継承や支援者との繋がりを図ることを念頭に、国・県・市町村・地域との連携を深め活動を推進する。

付表2

保護回復事業計画 「検証シート（研究機関）」

1 取組と対象種の現状に関する意見

(1) 検証者 長野県環境保全研究所

(2) 取組と対象種の現状に関する意見

①対象種の動向

評価項目	評価	確実性	意見・付記事項
個体数	↓	A	H18 に生育個体数を調査した生育地の一部範囲について、R3 に生育状況を確認したところ、個体数が減少していた。
生育地数	↗	B	飯田市で新産地が H23 に報告されたが、1 株のみの確認でシカの採食が多い場所とされていることから、R5 現在の存続状況は不明。

評価凡例〔増加:↑、微増:↗、横ばい:→、微減:↘、減少:↓〕 確実性凡例〔A:高い、B:やや高い、C:やや低い、D:低い〕

②対象種の動向を踏まえた取組の改善点

項目	意見・付記事項
ニホンジカの食害防止対策	過去に設置されたニホンジカ食害防止柵が劣化・損傷していること、個体数が減少傾向にあることから、柵の更新や拡大が必要。
保護増殖の実施	保全団体により人工増殖技術が確立されたが、その技術継承を含めた生息域外保全の継続に向けて植物園等の専門機関との協働を検討することが必要。
情報収集とモニタリング	保全対策検討と対策効果検証のため、情報収集と生育状況のモニタリングを適切に実施すること。

2 計画の継続・見直しに関する意見

計画継続に関する意見	生育地数は増加したものの、いずれの生育地でもニホンジカ採食圧が高く個体数は減少傾向にある。そのため、計画で保護回復のために緊急に取り組む事項として示されたニホンジカの食害防止に引き続き取り組むことが必要と考えられる。
計画継続時の配慮事項 ／ 見直し時に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ食害防止対策の強化（柵の更新や拡大）を検討すること。 ・特定第一種国内希少野生動植物種に指定されたことから、環境省を含む関係機関と情報共有および保全対策の一連携を図ること。